

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村		石原	起案	24・10・26
						決裁	24・10・26
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 24 年度 第 1 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 24 年 10 月 26 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 2 時 15 分	
開催場所	議会第 5 会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	こども育成課課長補佐(こども育成担当)
	高齢介護課主任主事(在宅高齢者支援担当)	財産管理課主事(財産管理担当)
	生涯学習課課長補佐(生涯学習担当)	地域福祉課主事(地域福祉担当)
	健康子育て課こども相談担当課長	人権推進課長
	事務局   公共施設再配置推進課課長補佐	公共施設再配置推進課主任主事
議 題	1 曾屋ふれあい会館の機能補完について	
	2 平成 25 年度予算要求について	
配付資料	資料 1 平成 25 年度における再配置計画の推進に関するフロー (案)	
	資料 2 保健福祉センターの利用状況	

### 会 議 結 果

- ① 曾屋ふれあい会館の閉館に向けたスケジュールは。  
⇒ 平成 25 年第 3 回定例会で条例の廃止を上程し、12 月末で使用を停止、その後平成 26 年 3 月までに解体というのが理想。最低でも平成 25 年度中に条例の廃止を提案していただくようになると考えている。
- ② 市史資料室の移転先が桜土手古墳展示館とならない場合、時間を要することになり、スケジュールに間に合わないということも起こりえるが。  
⇒ 市の施設同士、同じ所管課内での機能補完にもかかわらず、特段に時間を要するとなる場合は、市民にも納得のいく説明が必要となる。
- ③ 今後の意思決定の過程はどのようなか。  
⇒ 公共施設再配置計画推進会議の本部会やプロジェクトチームによる決定、または議案に関わるものであれば政策会議等で決定していく。
- ④ 末広ふれあいセンターへの機能補完は考えていないのか。計画書には記載されているが。  
⇒ 特段の予算を必要とせず、現状でも機能補完が可能であるので資料 1 には記載していない。曾屋ふれあい会館の利用者の中には、末広ふれあいセンターの存在を知らない方もいた。きちんと周知すれば、利用する方はいるだろう。
- ⑤ 保健福祉センター条例の改正は必要ではないのか。  
⇒ 条例では、施設(部屋)の名称を細かく規定しているわけではなく、その機能を抽象的に表している。今回の機能補完により列記されている機能の一つがまったく果たせなくなると言うわけではないので、今回のケースは、郵便局への賃貸と同様に不要と考えている。
- ⑥ 平成 25 年度予算要求は引越費用や施設予約システムの改修と考えてよいか。  
⇒ 業者に発注しないと引越できないのかという点は考慮して要求されたい。複数課にまたがる LAN 回線、電話回線、施設予約システム等で不明な点は事務局から担当課へ確認する。曾屋ふれあい会館はシステムを導入しておらず、機能補完先がシステム予約のみになると利用者に不便を感じさせることもあるので、今後、予約方法については検討が必要。

⑦ 資料1に示す内容の実現に向け、予算要求に漏れのないようにしてほしい。なお、機能補完に係る予算は、5%マイナスシーリングの対象外となるので、各課の経常経費を圧迫することはない。また、予算見積書提出期限の1週間前くらいまでに見積額を各課へ照会する。各課の事業として要求するか、事務局で集約して要求するかは、その後財政課と調整する。

⑧ 今回の事業の一連の内容については、すでに前期実行プランに定めているものであり、各部長も現場確認のうえ方向性は共有している。持ち帰ったときに寝耳に水と言うようなことにはならないので、念のためお知らせしておく。

備考	
----	--